

移住希望者 お試し滞在支援制度 のご案内



喜多方市への移住を目的に、本市を訪問しながら住まい探し・仕事探しなどを行った方に対して、宿泊費の一部を補助します。

ワーケーションに使える場合もあります！

喜多方市への移住を検討されている方は、ぜひ活用ください。



【補助対象者】 以下の全てに該当する方が補助対象となります。

- 福島県外にお住まいの方で喜多方市への移住を検討している方
- 喜多方市との面談等を行い、移住相談票を作成・提出した方、
または、福島県「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」の現地活動計画兼報告書を
福島県移住推進員へ提出し、確認を受けた方
- 市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でない方
- 移住を目的とした現地活動を行うために喜多方市を訪れる方

【現地活動とは？】

喜多方市内での移住に向けた、市内における住まい探し、仕事探し、移住相談、生活環境の確認等（生活環境の確認を兼ねてワーケーションで滞在する場合も含む）

【補助対象経費・補助額】

- 1泊1人当たり 2,500円上限（同行者1人分まで補助） ※市内宿泊施設に限ります
- 同一年度中 6泊まで

■お問合せ先

喜多方市企画政策部地域振興課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

TEL. 0241-24-5306 Fax. 0241-25-7071

E-Mail: chiiki@city.kitakata.fukushima.jp

制度のご利用の流れ

申請書類チェックシートも合わせてご利用ください

STEP01

まずはお電話でお問い合わせのうえ、内容をご確認ください。

- 喜多方市企画政策部地域振興課 TEL0241-24-5306
- 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

STEP02

面談等で本市への移住相談を行い、移住相談票を作成・提出してください。

- 首都圏などでの出張相談イベント、またはお電話で移住相談を行う。
※「ふくしま移住希望者支援交通費補助金（以下「県交通費補助金」）」の現地活動計画兼報告書を提出し、面談による計画の確認を受けた方は、不要です。『ステップ4』のお試し滞在へお進みください。別途、喜多方市から計画に関するご連絡を行う場合があります。

STEP03

お試し滞在の7日前までに活動計画を提出して、市の確認を受けてください。

- 提出書類 現地活動計画兼報告書（様式第2号）（計画を記載してください。）

喜多方市から確認終了のご連絡をします（メール・電話）

STEP04

お試し滞在の実施 市内での住まい・仕事探し等の現地活動を行ってください。
宿泊施設発行の領収書を必ず保管願います。

STEP05

お試し滞子の終了後、10日以内に活動報告を提出して、市の確認を受けてください。

- 提出書類 現地活動計画兼報告書（様式第2号）（実績を記載してください。）
- ※県交通費補助金の現地活動計画兼報告書を提出し、実施結果の確認を受けた方は、不要です。『ステップ6』の実績報告へお進みください。

喜多方市から確認終了のご連絡をします（メール・電話）

STEP06

お試し滞在終了後、30日以内（又は3/31の早い日まで）に実績報告を行ってください。

- 提出書類 ①補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）
- ②現地活動計画兼報告書 ⑤振込先となる通帳の写し
- ③申請者・同行者の免許書（写）等 ⑥その他必要と認める書類
- ④宿泊施設発行領収書（写）

※県交通費補助金の現地活動計画兼報告書を提出し、実施結果の確認を受けた方は、上記②に替えて、福島県へ提出した現地活動計画兼報告書（写）を提出願います。

喜多方市から補助金額の確定通知書をお送りします

STEP07

確定通知が届きましたら、補助金交付請求書を提出してください。

- 提出書類 補助金請求書（様式第4号）

喜多方市から補助金をご指定口座へお振込みします